

岩手県告示第3号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成15年岩手県告示第848号）で告示した川井村区界高原鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成22年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の川井村区界高原鳥獣保護区の区域の表示 宮古市地内の国道106号と市道大吹沢線との交点を起点とし、起点から国道106号を北西に進み宮古市と盛岡市の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有林229林班と民有林230林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み市道大吹沢線終点に通じる牧道との交点に至り、同点から同牧道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域